

関自貨第1128号の2
令和4年12月27日

一般社団法人 群馬県トラック協会長 殿

関東運輸局自動車交通部長
(公印省略)

自動車検査証の電子化に伴う関係通達の取扱いについて

標記について、自動車局貨物課長から令和4年12月23日付け国自貨第113号により別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、傘下会員に対する周知方取り計らわれたい。

国自貨第 113 号の 2
令和 4 年 12 月 23 日

公益社団法人
全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



自動車検査証の電子化に伴う関係通達の取扱について

標記について、別添のとおり各地方運輸局及び沖縄総合事務局へ通知したので、貴協会傘下会員に対し周知を図られたい。

別 添

国自貨第 113 号
令和 4 年 12 月 23 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車局貨物課長
(公 印 省 略)

自動車検査証の電子化に伴う関係通達の取扱いについて

令和元年5月に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号。以下「改正法」という。）により、令和5年1月4日から交付される自動車検査証が電子化される。

これに伴い、以下の通達における添付書類等にて「自動車検査証（写）」と規定されているものについては「電子化されていない自動車検査証にあつては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項」と読み替えることとした。このため、令和5年1月4日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

記

- 以下の通達について読み替える。
 - 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の細部取扱いについて（平成 15 年国自貨第 80 号）
 - 年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について（平成 15 年国自貨第 91 号）
 - 車積載車による事故車等の排除業務に係る取扱いについて（平成 25 年国自貨第 91 号）
1. に掲げるもの以外の自動車局貨物課長通達における添付書類等についても、「自動車検査証（写）」と規定されているものについては「電子化されていない自動車検査証にあつては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項」と読み替える。

自動車検査証記録事項

11121000001

1. 基本情報									
自動車登録番号又は車両番号		札幌 300 お 9999							
車台番号	R35-DSG-00001								
登録年月日/交付年月日	令和 3年 5月 10日	初度登録年月	令和 3年 5月	有効期間の満了する日	令和 6年 5月 9日				
2. 所有者・使用者情報									
所有者の氏名又は名称		運輸 太郎							
所有者の住所		北海道札幌市東区北36条東〇丁目△△△ [50007 0331]							
使用者の氏名又は名称		***							
使用者の住所		***							
使用の本拠の位置		***							
3. 車両詳細情報									
車名	ニッサン [213]								
型式	CBA-R35			原動機の型式	VR38				
自動車の種別	普通	用途	乗用	自家用・事業用の別		自家用			
車体の形状	箱型	[001]	乗車定員	4人	最大積載量	- kg			
車両重量	1730 kg	車両総重量	1950 kg	長さ	465 cm	幅	189 cm	高さ	137 cm
前軸重	940 kg	後軸重	- kg	後前軸重	- kg	後後軸重	790 kg	総排気量又は定格出力	3.79 kW
燃料の種類	ガソリン			型式指定番号	15965		類別区分番号	0001	
4. 備考									
<p>[札幌], 新規登録 自動車重量税額 ¥49,200 [31年度税制] 令和3年5月10日 新規登録 令和2年度燃費基準40%向上達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成22年度燃費基準25%向上達成車 車両安定性制御装置搭載車 車線逸脱警報装置搭載車 [走行距離計表示値] 19,000 km (令和〇年5月1日) [旧走行距離計表示値] 9,000 km (令和〇年5月1日) ハイブリッド車 平成10年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 96 db マフラー加速騒音規制適用車 [整備工場コード] 41-00001 番号標再交付 以下余白</p>									

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります



車両ID	A01234560001
------	--------------

2023年1月4日より

車検証が電子化されます



電子車検証でここが変わる！



A6サイズで
コンパクト



車検証情報は
アプリで確認



記録等事務代行サービスで
一部手続きが出頭不要

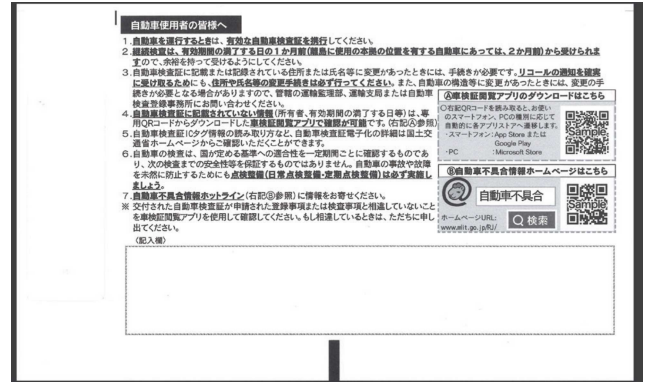


電子車検証とは？

2023年1月4日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録します。ICタグの情報は汎用のICカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。



表



裏

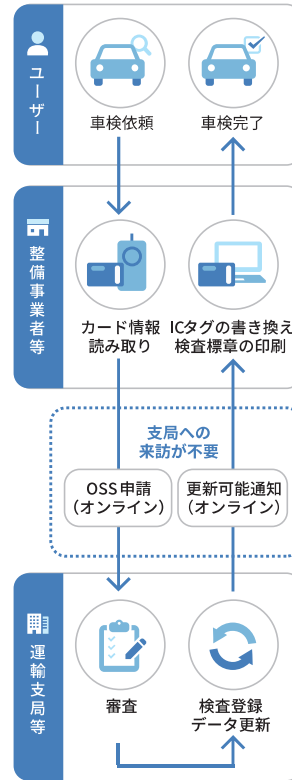
車検証閲覧アプリ



電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認することができます。

アプリのインストール方法は
準備でき次第特設サイトでご案内します

事業者の皆様へ 記録等事務代行サービス



電子車検証に搭載されているICタグの記録情報の書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局等への出頭は不要となります。運輸支局長等から委託を受けた記録等事務代行者による電子車検証の記録事項の書き換え及び検査標章その他帳票の印刷を可能とする記録等事務代行サービスを新たに構築します。

